

新型コロナウイルス感染拡大による家計急変に対応する  
緊急授業料等免除の受付について[日本人学生、留学生共通]

○事業概要

2020年度前期授業料免除申請の締切以降に、家計が急変した方を対象に追加で免除申請・選考を実施するものです。

下記申請要件に合致する方は、申請手順について確認の上、申請を検討ください。

○申請要件

以下の要件をすべて満たす（ことを証明可能な）方が対象となります。

① 国や地方公共団体が実施する （公的支援一覧に掲げる）公的支援を受給していること 又は、事由発生後の所得が前年の所得（取得できない場合は前々年度の所得でも可）と比較し 1/2以下となっていること

② 事由発生後の所得が通常の授業料免除制度の基準の範囲内となっていること。

※既に授業料等を納付済みの学生も対象となります。要件に合致する場合、申請を検討ください。

※既に授業料等免除申請を提出済みの学生も提出後に、家計が急変した場合、急変後の所得にて審査をすることができます。要件に合致する場合、申請を検討ください。

○選考について

家計急変後の所得について、選考の上、本学の免除基準の範囲内である場合、免除を実施します。

○免除金額

免除対象者となった場合、授業料の半期分の全額、2/3、半額、1/3のいずれかの金額が免除されます。  
(2020年度入学料についても免除対象となる可能性があります)

○【日本人学部学生のみ】JASSO 修学支援新制度との関係について

申請にあたり、JASSO 修学支援新制度の応募資格を有する方は、当該制度も併せて申請する必要があります。該当する方は、学生サービス課より個別にご案内を差し上げます。

なお、2020年度に入学した方については、JASSO 修学支援新制度のみ申請が可能となります。

○申請手順

【2020 年度授業料等免除申請について、提出済みの方】

下記 (1) 緊急授業料等免除申請書及び (2) 家計急変証明書類を担当係まで提出ください。

提出書類

(1) 緊急授業料等免除申請書

(2) 証明書類：下記のいずれかの証明書類が必要です。

①国や地方公共団体が実施する公的支援受給証明書

※公的支援一覧に掲げる公的支援であることが必要です。

②家計急変後の所得証明（給与明細又は売上高が把握できる資料（試算表、売上帳等）

※所得について6月分（※6月分が取得できない場合5月分）の証明書類を提出ください。

【2020 年度授業料等免除申請をしていない方】

上記 (1) 緊急授業料等免除申請書及び (2) 家計急変証明書類 に加え、

(3) 2020 年度前期分授業料免除申請書類（PDF 版）をダウンロードし、5 ページの提出書類一覧表を確認の上、必要書類を下記担当係まで提出ください。

※郵送申請の際には必ずレターパックライト又は簡易書留郵便等、後日追跡可能な方法で郵送してください。

提出期限：7月7日（火）必着

関連ドキュメント

- ： [緊急授業料等免除（追加免除）申請書（日本人用）](#)
- ： [緊急授業料等免除（追加免除）申請書（留学生用）](#)
- ： [緊急授業料等免除（追加免除）申請書（留学生用（英語版））](#)
- ： [公的支援一覧](#)
- ： [2020 年度前期分授業料免除申請書類](#)

担当係（郵送先住所）

学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

本件質問・問い合わせ先

※お問合せは原則下記フォームよりお願いします。

<https://forms.gle/WS8nkXAPdXj3NsRM9>

フォーム入力ができない方はこちら

[g-syou@o.kaiyodai.ac.jp](mailto:g-syou@o.kaiyodai.ac.jp)（@を@に変換ください）